

令和2年度における北海道地区の下請法の運用状況等について（概要）

令和3年6月24日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

(1) 親事業者に対する書面調査

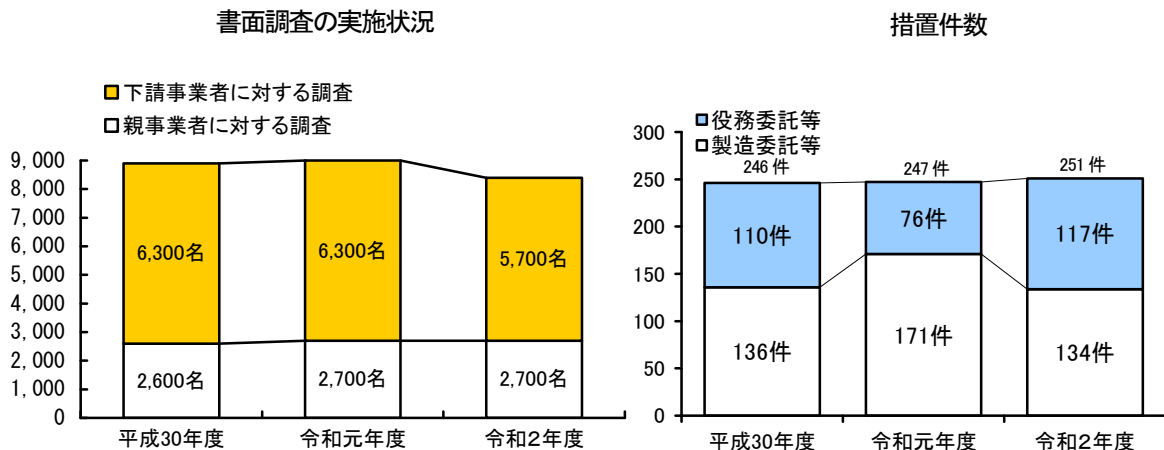
2,700名（製造委託等^(注1) 1,532名，役務委託等^(注2) 1,168名）

(2) 下請事業者に対する書面調査

5,700名（製造委託等 2,845名，役務委託等 2,855名）

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。



2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 措置件数 251件（前年度比0.1%増）

指導：251件（製造委託等 134件，役務委託等 117件）

(2) 違反行為の類型別件数^(注)

ア 手続規定違反（発注書面の交付義務違反等）

201件（製造委託等 118件，役務委託等 83件）

イ 実体規定違反（減額，支払遅延等下請事業者に不利益を与える行為）

243件（製造委託等 127件，役務委託等 116件）

<主な違反行為類型>

① 下請代金の支払遅延（158件）

② 下請代金の減額（44件）

③ 買ったたき（29件）

（注）1件の事件において複数の違反行為類型について措置を採っている場合があるため，手続規定違反及び実体規定違反の件数の合計と前記(1)の措置件数とは一致しない。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 北海道事務所 下請課

電話011-231-6300（代表）

ホームページ https://www.jftc.go.jp/regional_office/hokkaido/

第2 企業間取引の公正化への取組

- 1 公正取引委員会は、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、北海道事務所では3回の講習会を実施した。

- 2 公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、北海道事務所では北海道経済産業局と共同して、当該講習会を2会場（全て公正取引委員会主催）で実施した。

令和2年度における北海道地区の下請法の運用状況等について

令和3年6月24日
公正取引委員会事務総局
北海道事務所

第1 下請法の運用状況

1 書面調査の実施状況

公正取引委員会では、下請取引の性格上、下請事業者からの下請法違反被疑事実についての情報提供が期待しにくいことから、親事業者及び当該親事業者と取引のある下請事業者を対象に定期的に書面調査を実施するなどして、違反行為の発見に努めている。

書面調査は、北海道事務所管内に所在する資本金の額又は出資の総額が1000万円超の親事業者2,700名（製造委託等^(注1)1,532名、役務委託等^(注2)1,168名）及び当該親事業者と取引のある下請事業者5,700名（製造委託等2,845名、役務委託等2,855名）を対象に実施した（第1表参照）。

（注1）製造委託及び修理委託をいう。以下同じ。

（注2）情報成果物作成委託及び役務提供委託をいう。以下同じ。

第1表 書面調査の実施状況

年度	区分	親事業者調査（名）		下請事業者調査（名）	
		全国	北海道	全国	北海道
令和2年度		60,000	2,700	300,000	5,700
	製造委託等	36,128	1,532	196,879	2,845
	役務委託等	23,872	1,168	103,121	2,855
令和元年度		60,000	2,700	300,000	6,300
	製造委託等	35,810	1,526	200,190	3,111
	役務委託等	24,190	1,174	99,810	3,189
平成30年度		60,000	2,600	300,000	6,300
	製造委託等	39,175	1,590	211,741	4,078
	役務委託等	20,825	1,010	88,259	2,222

2 下請法違反被疑事件の処理状況

(1) 下請法違反被疑事件の新規着手及び処理の状況（第2表参照）

ア 新規着手状況

新規に着手した下請法違反被疑事件は254件（製造委託等137件、役務委託等117件）であり、事件の端緒としては、公正取引委員会が親事業者及び下請事業者を対象に行った書面調査によるものが253件（製造委託等136件、役務委託等117件）、親事業者からの自発的な申出によるものが1件（製造委託等1件）である。

イ 処理状況

下請法違反被疑事件として処理した件数は255件（製造委託等137件、役務委託等118件）であり、このうち、251件（製造委託等134件、役務委託等117件）について違反行

為の改善を求める指導（違反のおそれのある行為に対する指導を含む。以下同じ。）の措置を講じている。主な指導事件の概要は別紙のとおりである。

第2表 下請法違反被疑事件の処理状況

[単位：件]

区分 年度		新規着手件数 ^(注2)				処理件数				
		書面調査	申告	中小企業 庁長官から の措置 請求	計	措置			不問	計
						勧告 ^(注1)	指導 ^(注1)	小計		
令和2年度	全国	8,291	101	1	8,393	4	8,107	8,111	222	8,333
	北海道	253	1	0	254	0	251	251	4	255
製造委託等	全国	5,450	59	1	5,510	3	5,340	5,343	139	5,482
	北海道	136	1	0	137	0	134	134	3	137
役務委託等	全国	2,841	42	0	2,883	1	2,767	2,768	83	2,851
	北海道	117	0	0	117	0	117	117	1	118
令和元年度	全国	8,360	155	0	8,515	7	8,016	8,023	292	8,315
	北海道	245	2	0	247	0	247	247	1	248
製造委託等	全国	5,725	100	0	5,825	7	5,524	5,531	179	5,710
	北海道	169	1	0	170	0	171	171	1	172
役務委託等	全国	2,635	55	0	2,690	0	2,492	2,492	113	2,605
	北海道	76	1	0	77	0	76	76	0	76
平成30年度	全国	7,757	141	0	7,898	7	7,710	7,717	382	8,099
	北海道	247	1	0	248	0	246	246	1	247
製造委託等	全国	5,276	84	0	5,360	7	5,250	5,257	256	5,513
	北海道	137	1	0	138	0	136	136	1	137
役務委託等	全国	2,481	57	0	2,538	0	2,460	2,460	126	2,586
	北海道	110	0	0	110	0	110	110	0	110

(注1) 勧告又は指導を行った事件の中には、製造委託等及び役務委託等との双方において違反行為が認められたものがあるが、本表においては、当該事件の違反行為が主として行われた取引に区分して、件数を計上している。

(注2) 新規着手件数には、消費税転嫁対策特別措置法に基づく調査において得られた端緒を含む。

(2) 下請法違反行為の類型別件数の状況（第3表参照）

ア 指導を行った件数を下請法違反行為の類型別にみると、合計で444件となっており、このうち、製造委託等に係るものが245件、役務委託等に係るものが199件となっている。

イ 発注書面の交付義務等を定めた手続規定違反（下請法第3条又は第5条違反）は201件（類型別件数の合計の45.3%）となっており、このうち、製造委託等に係るものが118件、役務委託等に係るものが83件となっている。

ウ 親事業者の禁止行為を定めた実体規定違反（下請法第4条違反）は243件（類型別件

数の合計の54.7%)である。その内訳は、①下請代金の支払遅延が158件(実体規定違反に係る類型別件数の合計の65.0%)、②下請代金の減額が44件(同18.1%)、③買ったたきが29件(同11.9%)等となっている。

(ア) 製造委託等に係る実体規定違反は127件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が79件(製造委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の62.2%)、②下請代金の減額が27件(同21.3%)、③買ったたきが13件(同10.2%)等となっている。

(イ) 役務委託等に係る実体規定違反は116件であり、その内訳は、①下請代金の支払遅延が79件(役務委託等の実体規定違反に係る類型別件数の合計の68.1%)、②下請代金の減額が17件(同14.7%)、③買ったたきが16件(同13.8%)等となっている。

第3表 下請法違反行為の類型別件数

[単位：件]

区分 年度		手続規定違反			実体規定違反											合計		
		書面交付義務	書類保存義務	小計	受領拒否	支払遅延	減額	返品	買ったたき	購入等強制	早期決済	割戻困難手形	利益提供要請	やり直し等	報復措置		小計	
令和2年度	全国	6,003	934	6,937	40	4,738	1,471	15	830	76	78	314	297	120	0	7,979	14,916	
	北海道	174	27	201	0	158	44	0	29	1	1	3	6	1	0	243	444	
	製造委託等	全国	4,181	612	4,793	36	2,881	1,072	15	497	47	72	303	255	89	0	5,267	10,060
		北海道	101	17	118	0	79	27	0	13	1	0	3	4	0	0	127	245
	役務委託等	全国	1,822	322	2,144	4	1,857	399	0	333	29	6	11	42	31	0	2,712	4,856
		北海道	73	10	83	0	79	17	0	16	0	1	0	2	1	0	116	199
	令和元年度	全国	5,864	745	6,609	32	3,651	1,150	14	721	72	98	254	336	590	1	6,919	13,528
		北海道	186	34	220	1	107	48	2	19	3	2	3	6	14	0	205	425
製造委託等		全国	4,202	458	4,660	29	2,160	867	11	533	47	92	243	287	458	1	4,728	9,388
		北海道	136	23	159	1	72	34	2	11	3	2	2	5	12	0	144	303
役務委託等		全国	1,662	287	1,949	3	1,491	283	3	188	25	6	11	49	132	0	2,191	4,140
		北海道	50	11	61	0	35	14	0	8	0	0	1	1	2	0	61	122
平成30年度		全国	5,964	778	6,742	46	3,371	834	19	1,487	90	113	374	348	132	5	6,819	13,561
		北海道	193	19	212	1	93	39	1	40	6	0	6	7	5	0	198	410
	製造委託等	全国	4,183	520	4,703	36	2,051	642	14	1,195	61	110	356	291	96	3	4,855	9,558
		北海道	110	11	121	1	47	23	1	27	4	0	6	5	5	0	119	240
	役務委託等	全国	1,781	258	2,039	10	1,320	192	5	292	29	3	18	57	36	2	1,964	4,003
		北海道	83	8	91	0	46	16	0	13	2	0	0	2	0	0	79	170

(注1) 1件の事件において複数の違反行為類型について勧告又は指導を行っている場合があるため、違反行為の類型別件数の合計と第2表の「措置」の件数(「勧告」及び「指導」の合計件数)とは一致しない。

(注2) 書面交付義務違反については、発注書面の不交付のほか、記載不備も含まれる。

(3) 下請事業者が被った不利益の原状回復の状況

令和2年度においては、下請事業者が被った不利益について、親事業者7名^(注)から、下請事業者120名^(注)に対し、下請代金の減額分の返還等、総額203万円相当の原状回復が行われた。

(注) 親事業者数及び下請事業者数は延べ数である。

ア 下請代金の支払遅延事件においては、親事業者4名から、下請事業者27名に対し、122万円の遅延利息が支払われた(第4表参照)。

第4表 下請代金の支払遅延事件における遅延利息の支払状況

年 度	項 目	支払を行った	支払を受けた	支払の年度総額 (原状回復額) ^(注)
		親事業者数	下請事業者数	
令和2年度	全国	126名	2,340名	9364万円
	北海道	4名	27名	122万円
令和元年度	全国	132名	2,931名	3億2026万円
	北海道	3名	13名	19万円
平成30年度	全国	165名	4,901名	4億2288万円
	北海道	5名	135名	321万円

(注) 原状回復額は1万円未満を切り捨てている。以下同じ。

イ 下請代金の減額事件においては、親事業者3名から、下請事業者93名に対し、80万円の減額分が返還された(第5表参照)。

第5表 下請代金の減額事件における減額分の返還状況

年 度	項 目	返還を行った	返還を受けた	返還の年度総額 (原状回復額)
		親事業者数	下請事業者数	
令和2年度	全国	71名	3,858名	3億7155万円
	北海道	3名	93名	80万円
令和元年度	全国	104名	4,087名	17億6191万円
	北海道	4名	59名	165万円
平成30年度	全国	120名	4,593名	1億8367万円
	北海道	7名	62名	666万円

第2 企業間取引の公正化への取組

公正取引委員会は、企業間取引の公正化を目的として、下請法及び優越的地位の濫用規制（以下「下請法等」という。）に係る違反行為を未然に防止するための各種の施策を実施している。

令和2年度の状況は次のとおりである。

1 下請法等に係る講習会

(1) 基礎講習会

公正取引委員会は、企業のコンプライアンス意識の高まりや初心者向けの講習会開催に係る要望等を踏まえ、下請法等に関する基礎知識を習得することを希望する者を対象とした「基礎講習会」を実施している。

令和2年度においては、北海道事務所では3回の講習会を実施した。

(2) 下請取引適正化推進講習会

公正取引委員会は、中小企業庁と共同して、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」と定め、下請法の概要等を説明する「下請取引適正化推進講習会」を全国各地で実施するなど、下請法の普及・啓発を図っている。

令和2年度においては、北海道事務所では北海道経済産業局と共同して、当該講習会を2会場（全て公正取引委員会主催）で実施した。

2 下請法等に係る相談

公正取引委員会では、年間を通して、下請法等に係る相談を受け付けている。

令和2年度においては、北海道事務所では110件の相談に対応した。

3 下請取引等改善協力委員

公正取引委員会は、下請法等の効果的な運用に資するため、各地域の下請取引等の実情に明るい中小事業者等に下請取引等改善協力委員を委嘱している。令和2年度における北海道事務所管内の下請取引等改善協力委員（定員）は6名である。

令和2年度においては、6月以降、下請取引等改善協力委員から下請取引の現状等について意見聴取を行った。

令和2年度における主な指導事件

1 下請代金の支払遅延（第4条第1項第2号）

- ① 運送業務を下請事業者に委託しているA社は、下請事業者の給付を受領した日から60日以内に下請代金を支払わなければならないにもかかわらず、「毎月末日締切、翌々月末日支払」の支払制度を採っていたため、支払遅延が生じていた。
- ② 除排雪業務を下請事業者に委託しているB社は、自社の中間決算対策を理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ③ 飼料の製造を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者との間で、支払期日が金融機関の休業日に当たった場合に、支払期日を金融機関の翌営業日に順延することについてあらかじめ書面で合意をしていないにもかかわらず、下請代金の支払期日が金融機関の休日に当たることを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ④ 機械等の修理を下請事業者に委託しているD社は、下請代金を手形により支払う場合において、支払期日が自社の休業日に当たった場合に、自社の翌営業日に手形を下請事業者に交付することにより、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。
- ⑤ プライベートブランド商品の包装資材の製造を下請事業者に委託しているE社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者に対し、あらかじめ定めた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。

2 下請代金の減額（第4条第1項第3号）

- ① 飼料の製造を下請事業者に委託しているF社は、下請事業者との間で単価を引き下げる改定を行って新単価を決定したが、引下げ前の単価で発注したものについてまで新単価を遡って適用することにより、下請代金の額を減じていた。
- ② 測量業務及び設計業務を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者との間で、下請代金について下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をせずに、自社が実際に支払う振込手数料を下請代金の額から減じていた。
- ③ 番組の制作を下請事業者に委託しているH社は、下請事業者との間で下請代金を下請事業者の銀行口座に振り込む際の手数料を下請事業者が負担する旨の合意をしていたが、自社が実際に支払う振込手数料を超える額を下請代金の額から減じていた。